

第22回宮城県屋外広告物審議会

日時:令和6年3月28日(木)

午前10時から午前10時35分まで

場所:宮城県行政庁舎1109会議室

次 第

1 開 会

2 会長の選任

3 職務代理者の指名

4 議事録署名人の指名

5 議 案

(1)議案第30号「屋外広告物審議会運営規程の一部改正(案)」について

(2)議案第31号「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)」について

6 閉 会

○出席委員

| | |
|---------|---------------------|
| 羽 田 さゆり | 東北学院大学法学部法律学科准教授 |
| 渋谷 セツコ | 株式会社建築事務所アク・アク代表取締役 |
| 齋藤 隆太郎 | 東北工業大学建築学部建築学科講師 |
| 山本 和恵 | 東北文化学園大学工学部建築環境学科教授 |
| 横山 英子 | 株式会社横山芳夫建築設計監理事務所 |
| 佐藤 智 | 栗原市長 |
| 山田 代幸 | 県警察本部生活安全部長 |
| 柿沼 信弘 | 公益財団法人日本サイン協会東北支部理事 |
| 佐々木 慎太郎 | 宮城県屋外広告美術協同組合理事長 |
| 伊東 裕彦 | 東北電柱広告協議会会長 |
| 小林 晴美 | 株式会社オオウチ工芸常務取締役 |

(以上11名 敬称略)

○審議結果

議案第30号

「屋外広告物審議会運営規程の一部改正(案)」について

【議決】原案を承認する。

議案第31号

「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)」について

【議決】原案を承認する。

○議事

令和6年3月28日(木)午前10時開会

1 開 会

○定刻となりましたので、ただいまから「第22回宮城県屋外広告物審議会」を開催いたします。

委員の紹介

○事務局(工藤副参事兼課長補佐) まず、委員の御紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿を御覧ください。

学識経験者からの委員として東北学院大学法学部法律学科准教授の羽田さゆり委員です。

株式会社建築事務所アク・アク代表取締役の渋谷セツコ委員です。

東北工業大学建築学部建築学科講師の齋藤隆太郎委員です。

東北文化学園大学工学部建築環境学科教授の山本和恵委員です。

株式会社横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役の横山英子委員です。

市町村長からの委員として栗原市長の佐藤智委員です。本日は建設部建設課長の石川茂史様に代理出席していただいております。

関係行政機関からの委員として

宮城県警察本部生活安全部長の山田代幸委員です。本日は生活安全部生活環境課警部補の小沼伸一様に代理出席していただいております。

広告関係業者からの委員として

公益社団法人日本サイン協会東北支部理事の柿沼信弘委員です。

宮城県屋外広告美術協同組合理事長の佐々木慎太郎委員です。

東北電柱広告協議会会長の伊東裕彦委員です。

株式会社オオウチ工芸常務取締役の小林晴美委員です。

会議の成立

○事務局(工藤副参事兼課長補佐) 次に、本日の会議の定足数でございますが、代理出席の方も含めまして、現在11名のご出席をいただいております。条例で定めております委員総数の過半数、6名の定足数を超過しておりますので、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ウェブ会議システムで参加している委員へのアナウンス

○事務局(工藤副参事兼課長補佐) 次に、ウェブ会議システムで参加されている委員の皆様にお願いが3点ございます。ウェブ会議システムで参加されている委員の皆様には注意事項を記載した資料を送付しておりますので、そちらを御覧ください。

まず1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言以外の時は、常にマイクをミュートの状態にしてください。次に2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。

最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。

なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

配付資料の説明

○事務局(工藤副参事兼課長補佐) 続いて、本日の配付資料について御説明申し上げます。

委員の皆様には、事前に資料をお送りしております。資料は5点です。「議案書」「説明資料」「委員名簿」「屋外広告物審議会について」「屋外広告物審議会運営規程」です。資料に不足はございませんでしょうか。

2 会長の選任

○事務局(工藤副参事兼課長補佐) 本日の審議会は、委員改選後、最初の会議となりますので、会長の選任を行います。屋外広告物条例第42条第1項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなります。条例第43条第1項により、議長は会長が務めることとされておりますが、会長が選任されるまでの間、事務局が仮議長を務めて進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

○事務局(工藤副参事兼課長補佐) それでは、中嶋都市計画課長が仮議長を務めさせていただきます。

○事務局(中嶋課長) それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。

会長の選任につきまして、お諮りいたします。委員の互選によるということでございますので、委員の皆様の御意見を賜りたいと思います。いかがいたしましょうか。

[佐々木委員からの推薦]

○佐々木委員 前回から議長を務められている横山委員を薦めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局(中嶋課長) 横山委員に会長を務めていただくのが良いという御意見ですが、皆様いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

○事務局(中嶋課長) 御異議がないようですので、横山委員を会長に選任することに決定いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局(工藤副参事兼課長補佐) それでは、これ以降の議事の進行は横山会長に行っていただきます。よろしくお願いたします。

3 職務代理者の指名

○横山議長 議長に指名いただきました横山英子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。7年ぶりの開催ということで、今回からウェブで御参加の方もいらっしゃるということでございますけれども、慎重に審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、条例第42条第3項の規定に基づき、会長の職務代理者を指名いたします。山本委員を指名させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○横山議長 ありがとうございます。

4 議事録署名人の指名

○横山議長 続きまして議事録署名人の指名でございます。屋外広告物審議会運営規程第7条によりまして、本日の審議会の議事録署名人の指名をさせていただきます。羽田委員と柿沼委員をお願いいたします。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○横山議長 ありがとうございます。

5 議案審議 議案30号

○横山議長 それでは、次第5、議案の審議に入ります。議案第30号を議題といたします。事務局から議案の内容について説明願います。

○事務局(伊藤課長補佐) 議案の内容について説明する前に、今回の開催の経緯等について説明した上で議案の説明をしてもよろしいでしょうか。

○横山議長 お願いします。

屋外広告物審議会開催経緯について

○事務局(伊藤課長補佐) お手元の「屋外広告物審議会について」と記載された資料を御覧ください。

前回の開催から間隔があいていること、また、今回就任して初めての委員がいらっしゃることを踏まえまして、ここで、これまでの経緯などについて御説明したいと思います。

まずは屋外広告物の概要について御説明いたします。(1)の定義についてですが、屋外広告物とは、「建物の外で様々な人に向かって表示されているもの」で、ポスター、立看板、広告板、広告塔などのことをいいます。

屋外広告物法では、屋外広告物を以下に示す四角囲いの4点で定義しています。この条件をすべて満たすものが「屋外広告物」となります。その内容が営利的であるかどうかは問わないことから、屋外広告物に該当するものは非常に広範囲に及びます。

(2)の屋外広告物設置に当たっての規制についてですが、屋外広告物は、「良好な景観の形成と風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」を目的として規制が行われており、具体的な規制内容は、屋外広告物条例で定められています。本県の条例では、屋外広告物の設置について、以下に示す四角囲いの4種類の規制を組み合わせて行っています。

2の屋外広告物審議会についてですが、屋外広告物審議会は、禁止地域や許可地域等の規制を変更する場合や、屋外広告物行政に関する重要事項について決定する場合などに諮問を受ける機関であります。これまで、表に記載されたとおり、平成9年度からの「三陸道延伸に伴う規制地域の指定」や、平成16年度には「屋外広告業の登録制度の導入」などの案件について御審議いただいております。

ページをめくっていただき、次に3の前回審議会の審議案件についてです。議案「屋外広告

物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)」において、安全点検制度の導入などの内容について審議いただきました。この件については、処理結果欄に記載があるように、一部は平成29年10月6日に、それ以外は平成30年4月1日に施行されております。

次に、4の第22回屋外広告物審議会の開催にいたる経緯についてですが、平成30年度から屋外広告物の安全点検制度を導入し、必要な改正を行いながら運用してきましたが、これまで大きな審議案件がなかったというのが現状です。しかしながら、昨年度以降、屋外広告物の落下などの事故が相次いで発生したことから、このたび、安全点検制度の見直しを御審議いただくものです。

以上で事前説明を終わりました。引き続き、議案第30号「屋外広告物審議会運営規程の一部改正(案)」について説明いたします。議案書の2ページをお開きください。

議 案 審 議

○事務局(伊藤課長補佐) 1の改正内容ですが、運営規程の一部を改正するものです。内容はこのほど説明します。

2の改正理由について御説明します。改正は2点ございまして、1点目の第4条の改正については、屋外広告物条例第40条第2項第2号を削ったことにより生じた号ずれを改めるものです。

2点目の第6条の改正については、多くの場所でWeb会議システムを利用できる環境が整ってきていることを踏まえ、当審議会において、Web会議システムを利用した会議の開催について、運営規程に明文化するものです。

3の施行期日についてですが、本日からいたします。

次に、具体的な改正内容についてですが、議案書の3ページの新旧対照表を御覧ください。1点目の第4条について、これは、学識経験者以外の委員について代理を認める規定であり、屋外広告物条例第40条を引用しております。説明資料の2ページを御覧ください。一番上に記載している屋外広告物条例第40条について、従前の第40条第2項第2号として存在した「県議会議員」の文言を削ったことに伴い、3号だった「市町村長」が2号に、4号だった「関係行政機関の職員」が3号に、5号だった「広告関係業者」が4号にそれぞれ繰り上がりが生じております。

議案書の3ページにお戻りください。運営規程は、新旧対照表の「改正前(旧)欄」において、繰り上がり前の3号から5号を引用したままであるため、今回、「改正後(新)」欄に記載のとおり、繰り上がり後の2号から4号に改めます。

そのまま、新旧対照表の「改正後(新)」欄の第6条以下を御覧ください。次に、2点目、ウエ

ブ会議システムを利用した会議の開催に係る変更について御説明します。運営規程に新たな第6条として、Web会議システムを利用した会議の開催の1条を加えるものです。

各項について説明します。第1項は、Web会議システムを利用して会議に出席できることを明示するものです。

次に、第2項は、Web会議システムによる出席又は議事の採決は、対面方式と同様に取り扱うとするものです。

第3項は、Web会議システムの特徴を踏まえまして、ネットワークの不調により、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合に退席したものとみなすものです。

第4項は、Web会議システムで出席する際の周辺環境について、第5項は非公開で行われる場合の会議に関して、それぞれ定めるものです。条文の中で引用している要綱などは、説明資料の2ページで御確認願います。以上で、議案第30号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○横山議長 どうもご説明ありがとうございました。今回までの経緯も含めたご説明いただいた後の議案の説明でございました。それでは議案第30号に関しましての御意見御質問ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでございますでしょうか。

○羽田委員 羽田でございます。よろしくお願い致します。意見というほどのものでもなく、3ページにあります。新旧対象表ですね。6条の第2項の4行目に脱字がありましたので、こちらお気づきいただければと思ひまして、御指摘させていただきました。利用においての「い」の字が抜けておりましたので、よろしくお願い致します。

○横山議長 御指摘ありがとうございました。事務局の方お願いいたします。

○事務局(伊藤課長補佐) 修正いたします。

○横山議長 その他の委員の皆さん、いかがでございますでしょうか。

[[「なし」の声あり]]

○横山議長 他にございませんようでしたら、それではここで採決に入りたいと思います。議案第30号について原案通り承認することに御異議はございませんでしょうか。ウェブで御参加のお二人も大丈夫ですね。

[[「異議なし」の声あり]]

○横山議長 ありがとうございます。それでは、御異議がないものと認めさせていただきます、改正案につきましては、原案の通り承認するものと決定いたします。どうもありがとうございました。

次に議案第31号を議題といたします。続きまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤課長補佐) では、議案第31号「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)」について説明いたします。議案書の6ページをお開きください。

まず、1番目、改正する例規でございますが、1つが屋外広告物条例、もう1つが屋外広告物条例施行規則、この2つの改正を行います。条例の改正につきましては、最終的には県議会の議決により改正されるものでございます。規則は、条例から「規則で定める」といった形で委任を受けた規定や申請書の様式などを定めたものですが、その改正につきましては、議会の議決を経るものではなく、知事の決定により変更されるものでございます。

2の改正内容について、(1)の安全点検に係る変更ですが、「設置後10年以内の屋外広告物について、目視による確認により点検を免除できる旨の規定を削除し、安全点検の対象とする。それに伴い、「目視の確認について」、「資格者によることを義務づける」、「目視の確認箇所を定める」、「許可更新時に目視の確認結果の提出を義務づける」の3項目の取扱いを変更するものです。

次に(2)の安全点検報告書の添付書類の変更として「全景の写真に加えて、点検箇所及び異常箇所の改善状況の写真の添付を義務づける。」の1項目の取扱いを変更するものです。

以上、4項目の改正を行おうとするものとなります。3の改正の理由についてですが、近年、本県管轄内で屋外広告物の落下などの事故が相次いで発生したことを受け、屋外広告物の安全確認体制の強化を図るため、となります。

説明資料の4ページをお開きください。今回の改正の背景について御説明いたします。屋外広告物は、公衆に対する危害を防止するため、適切な安全管理が求められていますが、昨年度以降、屋外広告物に係る事故が頻発しています。

4ページから6ページにお示しするように令和4年9月から令和5年12月までの間に、6件の屋外広告物が落下している状況であり、そのうち、(1)の岩沼市で発生した事故では、商業施設の壁面に設置された広告物が落下しました。この事故により、自転車1台が破損しています。

6件の事故全てにおいて人的被害はなく、事故を起こした広告物は既に撤去され、再設置はされていませんが、いつ人的被害が生じるかわからない状況です。このように、昨年度以降、屋外広告物に係る事故が頻発していることを受け、今後の屋外広告物による事故を防ぐ方策として、今回、現行の規制内容の改正について提案するものです。

7ページをお開きください。屋外広告物条例等の改正の概要について御説明いたします。

(1)の屋外広告物の安全点検の概要ですが、屋外広告物条例では、屋外広告物の所有者等に対し、適切に安全点検が行われるよう、下の表に示すような義務を課しています。

まず、点検の対象となるのは、はり紙などの簡易な広告物を除く全てであり、点検の時期は、設置後3年以内ごとに1回となります。

点検の実施者については、屋外広告士などの資格要件を定めています。

点検箇所については、基礎部や取付部など劣化が生じやすい箇所を確認箇所として定めています。

なお、点検の実施者、点検箇所の詳細については、下の参考①、②部分を参照してください。

表に戻っていただき、点検結果の提出についてですが、許可更新の際に、「申請前3か月以内に行った安全点検の確認結果を提出するよう」定めております。そして、この確認結果の内容を記載した安全点検報告書には、「点検後の屋外広告物の全景写真を添付するよう」定めています。

なお、屋外広告物の設置の許可期間は最長3年であり、継続して設置する場合は許可更新が必要となります。以上が、安全点検制度の概要となります。

次に8ページを御覧ください。(2)の改正の概要として、概念図で説明いたします。上の段の「現状」を御覧ください。横軸に「屋外広告物を設置してからの経過年数」を示しております。一番上の中央、10年の場所から右に向かった青色の矢印は、左端に記載があるように「3年に一回点検義務があること」を示しております。ここでの点検方法はガイドラインで定めており、標準点検となります。

標準点検とは、右上に記載のとおり、「概ね60cm以内に近づき目視・触診・打診などで広告物の外部及び内部について検査するもの」となります。

本来、設置時から15年を越える期間全てが青色、つまり「点検義務がある」とすべきですが、設置時から10年までの間は、のちほど説明する例外規定を示す赤色の矢印が重なっているため、この期間は点検義務がないこととなります。

右側の上から1つめの四角囲いを御覧ください。さきほど説明したように、許可期間は最長3年で、設置後10年までは例外規定が適用されるため、最初に点検を実施し、安全点検報告書の提出が必要となるのは、12年目の更新時となります。

このときの点検は標準点検となりますが、原則どおり、「資格者による点検義務がある」、「点検箇所が定められている」、そして、「許可更新時に点検結果の提出義務がある」、といった取扱いとなります。

次に左の赤色の矢印を御覧ください。さきほど説明した例外規定の内容ですが、設置後10年以内のものについて、目視により禁止広告物でないこと、つまり著しく破損、又は老朽化し、倒壊又は落下のおそれがないことを確認した場合は、安全点検をしなくても良いという取扱いのこととなります。

その下の四角囲いを御覧ください。この例外規定の場合にも、「目視による確認」は必要な

のですが、「資格者による確認義務がなく」、「確認箇所が定められておらず」、「許可更新時に確認結果の提出義務がない」、といった取扱いとなっております。この例外規程のために、屋外広告物について、安全性の確認が十分でないという問題が発生していると考えます。

次に右側の上から2つめの四角囲いを御覧ください。許可更新時に点検結果の提出として、安全点検報告書を提出しなければなりません、その添付資料は、点検後の全景写真のみであるのが現状です。

しかし、それだけでは、「点検箇所の状況や異常箇所の改善状況」を確認することは困難であるため、ここにおいても安全性の確認が十分でないという問題が発生していると考えます。

これら2つの問題を解決するため、下の段に改正案を作成しました。御覧ください。

まず、左側の青色の矢印を御覧ください。設置後10年までの期間について、上の段にあった赤色の矢印「例外規定の期間」を取り除き、青色の矢印「目視点検を行うべき期間」とします。

その下の四角囲いを御覧ください。上の段の「現状」において示した目視に関する3つの項目について、それぞれ「資格者による確認義務がある。」「確認箇所が定められている。」「許可更新時に確認結果の提出義務がある。」とし、安全確認が十分行われるようにします。

なお、括弧書きで点検と記載しているのは、確認行為を点検に置き換える、つまり標準点検と異なる目視点検という点検方法を定め、目視の枠組みは変えずに規制を強化することを示しています。確認箇所は先ほど7ページで説明した点検箇所となります。

また、右側の上から1つめの四角囲いについては、変更はありません。今回の改正で設置10年の前後で、目視点検、標準点検、と点検の方法は異なる制度となりますが、資格者による確認義務などの取扱いについては、同じ構造となるようにします。

その下の四角囲い、安全点検報告書の添付資料についてですが、点検後の全景写真に加えて、点検箇所と異常箇所の改善状況の写真の添付を義務づけ、十分な安全確認が可能となるよう改めます。

なお、設置後10年までの期間が、目視点検を行うべき期間となることで、この規定の変更は全ての期間に適用されることとなります。

また、下の段「改正」の四角囲いの中で赤色の下線を引いた文言についてですが、それぞれ、先ほど説明した議案書の改正内容の4つの項目と対応した内容になります。

これまで御説明した内容について、概念図の中で色分けしており、条例等により義務が課せられている部分が青色の矢印や四角囲い、義務が課せられていない部分が赤色の矢印や四角囲いとしております。

今回、全て青色、つまり条例等により適切に管理されるように改正されることを御確認ください。

続きまして、説明資料の9ページをお開きください。パブリックコメントの実施についてでございます。

はじめに、(1)の実施状況についてですが、今回の改正案につきましては、令和6年1月22日から2月21日にかけてパブリックコメントを実施しました。実施につきましては、県ホームページへの掲示、それから関係団体、関係行政機関及び県内市町村への文書での通知で行いました。その結果、2団体から合計12件の意見提出がありました。

次に(2)の意見の要旨及び県の考え方について御説明します。No 欄の①「目視の確認の実施者について」に対しては4件の御意見をいただいております。

主なものとして、3番目、「電柱類広告の点検に限られる資格は「電柱類広告のみ」との明記が必要」との御意見がありました。

これに対しては、安全点検報告書の資格者欄に「電柱類広告に限られる」と明記する等、案を修正することといたします。

10ページを御覧ください。No 欄の②「目視の確認箇所について」に対しては、3件の御意見をいただいております。

主なものとして、「適切である」との御意見や、「目視の確認箇所ごとに定める点検項目に、看板表示面の退色や破損等も加えた方が良くはないか」との御意見がありました。点検項目についての御意見に対しては、「表示面の破損は改正案の点検項目に含まれていません。

また、表示面の退色については、目視の確認が事故防止を目的としていることから、安全点検の対象としておりません。

なお、退色については、屋外広告物監視員によるパトロールを通して指導してまいります。」というように回答しております。

No 欄の③「目視の確認箇所を規定すること」に対しては、5件の御意見をいただいております。

主なものとして、下から1番目、「電柱類広告について、目視確認の結果報告の対象外としてほしい」との御意見がありましたが、「今回の改正は、事故防止のため安全対策の強化を図るものであることから、安全点検報告書の提出の対象と考えております。」というように回答しております。

また、11ページの下か3番目を御覧ください。「更新時の結果提出義務化は安全対策の強化につながる」といった御意見もありましたので、ご紹介いたします。

続いて12ページを御覧ください。この改正に至る手続等を示しているものです。令和5年12月から関係団体との意見交換や全国の状況を調べ、これらを踏まえて条例案を固めて参りました。1月22日からパブリックコメントを実施し、出てきた意見については3月11日に回答しているところです。

3月28日、本日ですが、当審議会に改正案を諮問しているところでして、この改正案について答申をいただいた場合には、6に条例改正案を県議会に提出いたします。

ここで改正案が議決された場合には、7月に条例の公布を行い、それから4ヶ月間の周知期間を経て、令和6年11月1日に条例の本格施行というような流れで考えております。

それから13ページから19ページについて、こちらは今回の諮問内容を踏まえた現状での条例及び規則の改正案を、参考資料として掲載しております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○横山議長 以上の説明について、御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いします。

[「なし」の声あり]

○横山議長 他にございませんようでしたら、それではここで採決に入りたいと思います。議案第30号について原案通り承認することに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○横山議長 ウェブで御参加のお二人も大丈夫でしょうか。ありがとうございます。それでは、御異議がないものと認めさせていただきます。現法案につきましては、原案の通り承認するものと決定いたします。どうもありがとうございました。

○横山議長 次に議案第31号を議題といたします。続きまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤課長補佐) では、議案第31号「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)」について説明いたします。議案書の6ページをお開きください。まず、1番目、改正する例規でございますが、1つが屋外広告物条例、もう1つが屋外広告物条例施行規則、この二つの改正を行います。条例の改正につきましては、最終的には県議会の議決により改正されるものでございます。規則は、条例から「規則で定める」といった形で委任を受けた規定や申請書の様式などを定めたものですが、その改正につきましては、議会の議決を経るものではなく、知事の決定により変更されるものでございます。

2の改正内容について、(1)の安全点検に係る変更ですが、「設置後10年以内の屋外広告物について、目視による確認により点検を免除できる旨の規定を削除し、安全点検の対象とする。」。それに伴い、「目視の確認について、資格者によることを義務づける。」、「目視の確認箇所を定める。」、「許可更新時に目視の確認結果の提出を義務づける。」の3項目の取扱いを変更するものです。

次に(2)の安全点検報告書の添付書類の変更として「全景の写真に加えて、点検箇所及び異常箇所の改善状況の写真の添付を義務づける。」の1項目の取扱いを変更するものです。

以上、4項目の改正を行おうとするものとなります。

3の改正の理由についてですが、近年、本県管轄内で屋外広告物の落下などの事故が相次いで発生したことを受け、屋外広告物の安全確認体制の強化を図るため、となります。

説明資料の4ページをお開きください。今回の改正の背景について御説明いたします。屋外広告物は、公衆に対する危害を防止するため、適切な安全管理が求められていますが、昨年度以降、屋外広告物に係る事故が頻発しています。

4ページから6ページにお示しするように令和4年9月から令和5年12月までの間に、6件の屋外広告物が落下している状況であり、そのうち、(1)の岩沼市で発生した事故では、商業施設の壁面に設置された広告物が落下しました。この事故により、自転車1台が破損しています。

6件の事故全てにおいて人的被害はなく、事故を起こした広告物は既に撤去され、再設置はされていませんが、いつ人的被害が生じるかわからない状況です。

このように、昨年度以降、屋外広告物に係る事故が頻発していることを受け、今後の屋外広告物による事故を防ぐ方策として、今回、現行の規制内容の改正について提案するものです。

7ページをお開きください。屋外広告物条例等の改正の概要について御説明いたします。

(1)の屋外広告物の安全点検の概要ですが、屋外広告物条例では、屋外広告物の所有者等に対し、適切に安全点検が行われるよう、下の表に示すような義務を課しています。

まず、点検の対象となるのは、はり紙などの簡易な広告物を除く全てであり、点検の時期は、設置後3年以内ごとに1回となります。

点検の実施者については、屋外広告士などの資格要件を定めています。点検箇所については、基礎部や取付部など劣化が生じやすい箇所を確認箇所として定めています。

なお、点検の実施者、点検箇所の詳細については、下の参考①、②部分を参照してください。

表に戻っていただき、点検結果の提出についてですが、許可更新の際に、「申請前3か月以内に行った安全点検の確認結果を提出するよう」定めております。そして、この確認結果の内容を記載した安全点検報告書には、「点検後の屋外広告物の全景写真を添付するよう」定めています。

なお、屋外広告物の設置の許可期間は最長3年であり、継続して設置する場合は許可更新が必要となります。以上が、安全点検制度の概要となります。

次に8ページを御覧ください。(2)の改正の概要として、概念図で説明いたします。上の段の「現状」を御覧ください。横軸に「屋外広告物を設置してからの経過年数」を示しております。

一番上の中央、10年の場所から右に向かった青色の矢印は、左端に記載があるように「3年

に一回点検義務があること」を示しております。ここでの点検方法はガイドラインで定めており、標準点検となります。

標準点検とは、右上に記載のとおり、「概ね60cm以内に近づき目視・触診・打診などで広告物の外部及び内部について検査するもの」となります。

本来、設置時から15年を越える期間全てが青色、つまり「点検義務がある」とすべきですが、設置時から10年までの間は、のちほど説明する例外規定を示す赤色の矢印が重なっているため、この期間は点検義務がないこととなります。

右側の上から1つめの四角囲いを御覧ください。さきほど説明したように、許可期間は最長3年で、設置後10年までは例外規定が適用されるため、最初に点検を実施し、安全点検報告書の提出が必要となるのは、12年目の更新時になります。このときの点検は標準点検となりますが、原則どおり、「資格者による点検義務がある」、「点検箇所が定められている」、そして、「許可更新時に点検結果の提出義務がある」、といった取扱いとなります。

次に左の赤色の矢印を御覧ください。さきほど説明した例外規定の内容ですが、設置後10年以内のものについて、目視により禁止広告物でないこと、つまり著しく破損、又は老朽化し、倒壊又は落下のおそれがないことを確認した場合は、安全点検をしなくても良いという取扱いのこととなります。

その下の四角囲いを御覧ください。この例外規定の場合にも、「目視による確認」は必要なのですが、「資格者による確認義務がなく」、「確認箇所が定められておらず」、「許可更新時に確認結果の提出義務がない」、といった取扱いとなっております。この例外規定のために、屋外広告物について、安全性の確認が十分でないという問題が発生していると考えます。

次に右側の上から2つめの四角囲いを御覧ください。許可更新時に点検結果の提出として安全点検報告書を提出しなければなりません、その添付資料は、点検後の全景写真のみであるのが現状です。しかし、それだけでは、「点検箇所の状況や異常箇所の改善状況」を確認することは困難であるため、ここにおいても安全性の確認が十分でないという問題が発生していると考えます。これら2つの問題を解決するため、下の段に改正案を作成しました。御覧ください。

まず、左側の青色の矢印を御覧ください。設置後10年までの期間について、上の段にあった赤色の矢印「例外規定の期間」を取り除き、青色の矢印「目視点検を行うべき期間」とします。その下の四角囲いを御覧ください。上の段の「現状」において示した目視に関する3つの項目について、それぞれ「資格者による確認義務がある。」、「確認箇所が定められている。」、「許可更新時に確認結果の提出義務がある。」とし、安全確認が十分行われるようにします。

なお、括弧書きで点検と記載しているのは、確認行為を点検に置き換える、つまり標準点検と異なる目視点検という点検方法を定め、目視の枠組みは変えずに規制を強化することを示しています。確認箇所は先ほど7ページで説明した点検箇所となります。

また、右側の上から1つめの四角囲いについては、変更はありません。今回の改正で設置10年の前後で、目視点検、標準点検、と点検の方法は異なる制度となりますが、資格者による確認義務などの取扱いについては、同じ構造となるようにします。その下の四角囲い、安全点検報告書の添付資料についてですが、点検後の全景写真に加えて、点検箇所と異常箇所の改善状況の写真の添付を義務づけ、十分な安全確認が可能となるよう改めます。

なお、設置後10年までの期間が、目視点検を行うべき期間となることで、この規定の変更は全ての期間に適用されることとなります。

また、下の段「改正」の四角囲いの中で赤色の下線を引いた文言についてですが、それぞれ、先ほど説明した議案書の改正内容の4つの項目と対応した内容になります。

これまで御説明した内容について、概念図の中で色分けしており、条例等により義務が課せられている部分が青色の矢印や四角囲い、義務が課されていない部分が赤色の矢印や四角囲いとしております。今回、全て青色、つまり条例等により適切に管理されるように改正されることを御確認ください。

続きまして、説明資料の9ページをお開きください。パブリックコメントの実施についてでございます。

はじめに、(1)の実施状況についてですが、今回の改正案につきましては、令和6年1月22日から2月21日にかけてパブリックコメントを実施しました。実施につきましては、県ホームページへの掲示、それから関係団体、関係行政機関及び県内市町村への文書での通知で行いました。その結果、2団体から合計12件の意見提出がありました。

次に(2)の意見の要旨及び県の考え方について御説明します。No 欄の①「目視の確認の実施者について」に対しては4件の御意見をいただいております。主なものとして、3番目、「電柱類広告の点検に限られる資格は「電柱類広告のみ」との明記が必要」との御意見がありました。これに対しては、安全点検報告書の資格者欄に「電柱類広告に限られる」と明記する等、案を修正することといたします。

10ページを御覧ください。No 欄の②「目視の確認箇所について」に対しては、3件の御意見をいただいております。

主なものとして、「適切である」との御意見や、「目視の確認箇所ごとに定める点検項目に、看板表示面の退色や破損等も加えた方が良いのではないか」との御意見がありました。

点検項目についての御意見に対しては、「表示面の破損は改正案の点検項目に含まれています。また、表示面の退色については、目視の確認が事故防止を目的としていることから、安全点検の対象としておりません。

なお、退色については、屋外広告物監視員によるパトロールを通して指導してまいります。」というように回答しております。

No 欄の③「目視の確認箇所を規定すること」に対しては、5件の御意見をいただいております。主なものとして、下から1番目、「電柱類広告について、目視確認の結果報告の対象外としてほしい」との御意見がありましたが、「今回の改正は、事故防止のため安全対策の強化を図るものであることから、安全点検報告書の提出の対象と考えております。」というように回答しております。

また、11ページの下から3番目を御覧ください。「更新時の結果提出義務化は安全対策の強化につながる」といった御意見もありましたので、ご紹介いたします。

続いて12ページを御覧ください。この改正にいたる手続き等を示しているものです。

令和5年12月から関係団体との意見交換や全国の状況を調べ、これらを踏まえて条例案を固めて参りました。1月22日からパブリックコメントを実施し、出てきた意見については3月11日に回答しているところです。

3月28日、本日ですが、当審議会に改正案を諮問しているところでして、この改正案について答申をいただいた場合には、6月に条例改正案を県議会に提出いたします。

ここで改正案が議決された場合には、7月に条例の公布を行い、それから4ヶ月間の周知期間を経て、令和6年11月1日に条例の本格施行というような流れで考えております。

それから13ページから19ページについて、こちらは今回の諮問内容を踏まえた現状での条例及び規則の改正案を、参考資料として掲載しております。以上で、議案第31号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○横山議長 大変丁寧な御説明ありがとうございました。それでは、今の、事務局からの説明に対しまして、御意見・御質問などございましたら挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○佐々木委員 今回の審議の内容とは違うんですけども、説明の七ページあたりにある参考①の点検の実施者と四角の枠に書いてある中で、屋外広告士だったり、一級二級建築士のかつ自治体が開催する屋外広告物講習会の修了者とかいろいろ書いてあるんですけども、その中でやっぱり一番気になるのが職業訓練の修了者というのが、広告美術に関わるものと一応明記はされていますけれども、言うなれば学生が修了という形の名目になっております。これというのは、言うなれば、ほぼ素人に学が入ったぐらいのレベルだと思いますので、これを点検の実施者に明記をしていいものか、もしくは実務経験という項目を入れて、あくまでも経験者という形になればいいのかなと思っております。今回の議案内容とは違うのですが、将来的には考えてほしいなと個人的に思っております。以上です。

- 横山議員 どうもありがとうございます。これはあれですね。パブリックコメントの2つ目にもあった内容と重複してるかと思いますが、こちらにも答えにはなっているようでございますが、今の佐々木委員の意見に対して、もしコメントがありましたらお願いしたいと思います。
- 事務局(伊藤課長補佐) 職業訓練を終了したばかりの方については、点検資格者として妥当ではないのではないかという御意見についてですが、点検資格者については、実務経験の有無や年数ではなく、屋外広告別の専門知識を有するかどうかで判断しております。屋外広告物の専門知識を有するというのは、指定する有資格者のほか、学校や職業訓練等で屋外広告物の構造や管理について学んだものを対象としており、職業訓練の修了者についても、訓練内容に屋外広告物の点検が含まれていることから、点検資格者としていただいております。
- 横山議長 ありがとうございます。佐々木委員としては、いろいろ現場にいらっしゃる方としての御意見だと思いますが。
- 佐々木委員 すぐとは言いませんけれども、将来的に、なんとかその御審議をいずれしていただいて、やっぱり専門知識と呼べるぐらい勉強しているのかということもありますし、点検というその授業が何時間やっているかも分かりませんので、特に職業訓練修了者に関しては、長く審議したいというのが意見でございます。
- 横山議員 今回の議案には直接関係ございませんけれども、大変大事な御意見だというふうに思います。
- 事務局(中嶋課長) 少し補足説明させていただきます。佐々木委員がおっしゃることは、そのとおりだと私たちも思っております。今回、点検資格者を我々の中で案として定めるときに、やはりその現場の実務経験とか、そういったものをどうしようかというのは確かに課の中でも議論をしました。そして、まずは、今回、先ほど担当班長が説明した通り、専門知識を有するものを論点として、定めていこうということで、実務経験の有無や年数というのは条件にはいたしませんでした。今回、条例改正をしていながら、その中でもし不具合等があればその時点で、また、皆さんに御意見をお伺いしながら、再度検討していくように考えていきたいと思っておりますので、まずはこの今の点検資格者の中で進めさせていただきたいと考えております。
- 横山議長 ありがとうございます。佐々木委員よろしいでしょうか。貴重な御意見ありがとうございます。それでは他に御意見御質問ございますでしょうか。

[「なし」の声あり]

○横山議長 ウェブで御参加お二人も大丈夫でしょうか。

[「なし」の声あり]

○横山議長 よろしいですか。それでは、お諮りさせていただきたいと思います。議案第31号につきまして、原案通り承認することに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○横山議長 ウェブの方もよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○横山議長 それでは、御参加の方の、皆さん御異議がないということでよろしいでしょうか、ありがとうございます。それでは御異議ないものと認めまして、本案につきましては原案の通り承認いたします。どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして審議の方は終了させていただきます。皆様のご協力、本当に誠にありがとうございました。進行を事務局にお願いしたいと思います。

6 閉会

○事務局(伊藤課長補佐) それでは以上をもちまして、第22回宮城県屋外広告物審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

午前10時35分閉会